

特定事業者排出量削減計画書（新規・**変更**）

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	京都市左京区松ヶ崎橋上町1番地				
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	国立大学法人 京都工芸繊維大学長 江島 義道				
特定事業者の主たる業種	大学				
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都市地球温暖化対策条例施行規則第4条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都市地球温暖化対策条例施行規則第4条第2号及び第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上／タクシー150台以上／鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都市地球温暖化対策条例施行規則第4条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））				
計画期間	平成20年4月～平成23年3月				
基本方針	平成19年度を基準に、平成22年度のエネルギー使用量を3%削減する				
推進体制	環境マネジメント事務局及びエネルギー管理専門部会を中心に、実施計画を推進する。				
	環境マネジメントシステム名称	ISO14001		ISO14001	
	適用範囲	物質工学部門・環境科学センター		全学	
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画	取得年月日	平成13年9月10日		平成15年9月16日	
	年度	設備、対象、工程等	計画内容		
	20～22	空調設備	非効率な老朽化した空調機を順次省エネタイプに更新する。受変電設備の改修にあわせ高効率変圧器の導入をはか		
20～22	照明設備	H型の照明器具への更新の推進、廊下等共通部は人感センサー付きの照明器具に更新する。			
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （19）年度 （二酸化炭素換算）	目標年度（計画） （22）年度 （二酸化炭素換算）	増減率 （計画）	
	A 事業所等排出区分	6,953.8 t	6,745.2 t	-3.0 %	
	B 輸送車両排出区分	t	t	%	
	C その他排出区分	t	t	%	
	排出合計	6,953.8 t	6,745.2 t	-3.0 %	
目標設定の考え方	ISO14001の実行計画に基づき、エネルギー使用量を年1%削減する。				
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）
	キャンパス（松ヶ崎・嵯峨）	二酸化炭素換算 （延床面積）	0.0676 t-CO <sub>2</sub> /m <sup>2</sup>	0.0656 t-CO <sub>2</sub> /m <sup>2</sup>	-3.0 %
	学生寮	二酸化炭素換算 （延床面積）	0.0333 t-CO <sub>2</sub> /m <sup>2</sup>	0.0322 t-CO <sub>2</sub> /m <sup>2</sup>	-3.3 %
	その他（工芸会館・国際交流会館）	二酸化炭素換算 （延床面積）	0.0114 t-CO <sub>2</sub> /m <sup>2</sup>	0.0110 t-CO <sub>2</sub> /m <sup>2</sup>	-3.5 %
原単位の指標及び計画数値設定の考え方	延床面積を原単位の、毎年1%、3年で3%の削減を目指す。				
地球温暖化対策貢献量	対策等の区分	目標年度（計画）			
		取組量等		（二酸化炭素換算）	
	森林の保全及び整備	（整備面積）	ha	（吸収量）	t
	市内産の木材の利用	（利用量）	m <sup>3</sup>	（削減量）	t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（売電量）	kwh	（削減量）	t
		（熱供給量）	GJ	（削減量）	t
	グリーン電力の購入	（購入量）	kwh	（削減量）	t
家庭における温室効果ガス排出量の削減効果分の購入	（購入量）	t	（削減量）	t	
削減量等合計				t	
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	環境科学センター主催の公開講演会「緑の地球と共に生きる」を毎年6月に開催している。				
特記事項	<p>本学はISO14001の環境マネジメントシステムに基づき、教育研究活動における環境汚濁防止と、地球規模の環境保全の継続的改善並びに学生への環境教育を実行している。しかし各種のプロジェクト研究の推進により、実験研究設備機器が毎年補充され、年々エネルギーの消費が値かではあるが増加している。この傾向は数年続くと予測されるため、冷暖房温度（20℃、28℃）の励行を始め、空調機の交互運転等を実施し省エネを推進している。よって今後も省エネの啓蒙、ベース電力の削減、省エネ機器への更新等の措置を推進する。</p> <p>これまで京都市への報告は、基準および報告（基準：平成16年度、計画期間：平成17年度～19年度）を松ヶ崎キャンパスの排出量のみで算出し報告（旧様式）していたが、「事業者単位」で報告する指示を受けて、新様式から嵯峨キャンパス（右京区嵯峨一本木町）、工芸会館（左京区松ヶ崎鞍馬町15-1）、国際交流会館（左京区吉田泉殿町6-2）および学生寄宿舎（北区大将軍坂田町）も併せて報告する。</p>				

